

高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱の一部改正新旧対照表

新	旧														
高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱	高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱														
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)														
(原資の造成及び県の利子補給)	(原資の造成及び県の利子補給)														
第5条 (略)	第5条 (略)														
(1) 借入額は、借入れを行う日の属する年度に係る県の債務負担行為で定める融資額以内とする。	(1) 借入額は、借入れを行う日の属する年度に係る県の債務負担行為で定める融資額以内とし、 <u>借入時点の前年度の各四半期末融資残高平均（以下「融資残高平均」という。）を2.22で除し、1,000円未満を切り捨てた額とする。なお、各四半期末の融資残高に15パーセント以上の変動があった場合は、調整を行う。</u>														
(2)、(3) (略)	(2)、(3) (略)														
第6条 (略)	第6条 (略)														
(貸付限度額、貸付期間及び貸付利率)	(貸付限度額、貸付期間及び貸付利率)														
第7条 この制度の1経営体当たりの貸付限度額は、事業費の80パーセント相当額と別表に定める融資対象事業ごとの貸付限度額のいずれか低い額以内とする。	第7条 この制度の1経営体当たりの貸付限度額は、事業費の80パーセント相当額と次の表に定める融資対象事業ごとの貸付限度額のいずれか低い額以内とする。														
<u>(削除)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>融資対象事業</th> <th>貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">経営安定資金</td> <td>海面養殖業</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>沿岸漁船漁業</td> <td>500万円。ただし、機船曳網漁業にあつては、200万円</td> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>1,500万円。ただし、左の漁業を営む会社の設立登記後3か月以内に借入申込みがあつたときは、3,000万円</td> </tr> <tr> <td>小型定置漁業</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>内水面養殖業</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	融資対象事業	貸付限度額	経営安定資金	海面養殖業	2,000万円	沿岸漁船漁業	500万円。ただし、機船曳網漁業にあつては、200万円	定置漁業	1,500万円。ただし、左の漁業を営む会社の設立登記後3か月以内に借入申込みがあつたときは、3,000万円	小型定置漁業	1,000万円	内水面養殖業	500万円
資金の種類	融資対象事業	貸付限度額													
経営安定資金	海面養殖業	2,000万円													
	沿岸漁船漁業	500万円。ただし、機船曳網漁業にあつては、200万円													
	定置漁業	1,500万円。ただし、左の漁業を営む会社の設立登記後3か月以内に借入申込みがあつたときは、3,000万円													
	小型定置漁業	1,000万円													
	内水面養殖業	500万円													

高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱の一部改正新旧対照表

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>水産加工業</td> <td>1,900万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">経営維持資金</td> <td>中古漁船の購入</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>中古機関の購入</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>中古機器の購入</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>定期検査に係る費用</td> <td>2,000万円</td> </tr> </table>		水産加工業	1,900万円	経営維持資金	中古漁船の購入	3,000万円	中古機関の購入	1,000万円	中古機器の購入	100万円	定期検査に係る費用	2,000万円
	水産加工業	1,900万円											
経営維持資金	中古漁船の購入	3,000万円											
	中古機関の購入	1,000万円											
	中古機器の購入	100万円											
	定期検査に係る費用	2,000万円											
<p>2 各資金の貸付期間は、<u>別表に定めるとおりとする。ただし、金融機関の指導に基づき5年間の妥当な経営計画を策定した者に対する経営安定資金の貸付期間については、1年以内の据置期間を含み、貸付けの日から3年以内の期間とする。</u></p>	<p>2 各資金の貸付期間は、<u>次の表のとおりとする。ただし、次に掲げる者に対する経営安定資金の貸付けの償還期間については、1年以内の据置期間を含み、貸付けの日から3年以内の期間とする。</u></p>												
<p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(2) (削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(1) 会社設立登記後3か月以内に借入申込みを行った定置網漁業経営体</u></p> <p><u>(2) 金融機関の指導に基づき5年間の妥当な経営計画を策定した者</u></p>												
<p>3 資金の貸付利率は知事が定め、別途通知するものとする。</p>	<p>3 各資金の貸付利率は知事が定め、別途通知するものとする。</p>												
<p>第8条～13条 (略)</p>	<p>第8条～13条 (略)</p>												
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p>												
<p><u>附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>												

高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱の一部改正新旧対照表

<u>別表（第7条関係）</u>				<u>（新設）</u>	
<u>資金の種類</u>	<u>融資対象事業</u>	<u>貸付限度額</u>	<u>貸付期間 （据置期間）</u>		
経営安定資金	海面養殖業	2,000万円	1年以内 ※第7条第2項ただし書に該当する場合は3年以内 （1年以内）		
	沿岸漁船漁業	500万円 機船船びき網漁業にあつては、200万円			
	定置漁業		1,500万円		3年以内 （1年以内）
			法人設立登記後3か月以内に借入申込みがあつたときは、3,000万円		
			新たに設立した法人が定置網漁業経営体から固定資産（漁船、機器、運搬車、事務所等）や外部出資等を承継する際の資金にあつては、7,000万円 ※法人設立登記後3か月以内に借入申込みがあつたときに限る		5年以内 （2年以内）
	小型定置漁業	1,000万円	1年以内 ※第7条第2項ただし書に該当する場合は3年以内 （1年以内）		
	内水面養殖業	500万円			
水産加工業	1,900万円				
経営維持資金	中古漁船の購入	3,000万円	5年以内 （2年以内）		
	中古機関の購入	1,000万円			
	中古機器の購入	100万円			
	定期検査に係る費用	2,000万円 （10トン以上のかつお一本釣漁業者及びまぐろはえ縄漁業者は除く）			

